

鳥取県告示第725号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成18年10月6日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 解除に係る保安林の所在場所
倉吉市関金町山口字良源寺 1945 の 25 から 1945 の 27 まで
- 2 保安林として指定された目的
公衆の保健
- 3 解除の理由
道路用地とするため